

指名停止措置の概要

1 経過等

市立甲府病院が令和4年3月16日に入札を行った「市立甲府病院警備等業務委託」において、落札決定されたにもかかわらず契約を辞退した。

2 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

(1) 対象者

関東トータルサービス有限会社
代表取締役 荻原 充
山梨県甲府市国玉町996番地2

(2) 指名停止期間

令和4年4月11日 ～ 令和4年7月10日（3か月）

3 指名停止措置理由

落札決定されたにもかかわらず、契約を辞退したことは「不誠実な行為」に当たると認められる。

このことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第18号の措置要件に該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負(委託)契約の相手方として不適當であると認められたとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内